

議第147号

京都市觀光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市觀光駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井 孝治

京都市觀光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市觀光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第8条」を「第10条」に改める。

第3条本文中「第6条又は第8条第1項」を「第8条又は第10条第1項」に改める。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(駐車の拒否)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、駐車を拒否することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(2) 駐車場の管理上支障があるとき。

第10条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(地位の譲渡等の禁止)

第14条 駐車の許可を受けた者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(駐車の許可の取消し)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、駐車の許可を取り消すことができる。

- (1) 駐車料金の納付を怠ったとき。
- (2) 不正な手段により駐車の許可を受けたとき。
- (3) 駐車の許可の条件に違反したとき。
- (4) 駐車場の管理上支障があるとき。

第9条を第12条とする。

第8条第2項中「できる駐車券」の右に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により作成されたものを含む。)」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の還付)

第11条 既納の駐車料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「駐車料金(」の右に「第6条第2項及び第7条第1項の規定により駐車させる場合並びに」を加え、「駐車場から車両を退場させる際に納入」を「前納」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、駐車の許可を受けて駐車させる場合及び第7条第1項の規定により駐車させる場合の駐車料金については、この限りでない。

第7条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により駐車させる場合の駐車料金は、駐車場から車両を退場させる際に納入しなければならない。

第7条を第9条とする。

第6条中「額」の右に「(前条第1項の規定により駐車させようとする者にあっては、1回につき1,500円)」を加え、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(バスの駐車の許可)

第6条 有料供用時間内に駐車場(京都市高雄観光駐車場を除く。以下この

条において同じ。) にバスを駐車させようとする者 (次項及び次条第1項の規定により駐車させようとする者を除く。) は、駐車場にバスを入場させる前に、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、駐車場 (京都市清水坂観光駐車場にあっては、市長が告示で定める期間 (以下「完全予約期間」という。) を除く期間に限る。) ごとにあらかじめ指定管理者が市長の承認を受けて定める台数に限り、前項の規定による許可 (以下「駐車の許可」という。) を受けていない者に当該駐車場にバスを駐車させることができる。

(一時駐車)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乗客を乗車させ、又は降車させることのみを目的として一時的に駐車場にバスを駐車させることができる。

(1) 完全予約期間において京都市清水坂観光駐車場の駐車の許可を受けた者が、当該駐車の許可により駐車させることができる日の有料供用時間内 (当該許可により駐車させることができる時間を除く。) に乗客を乗車させ、又は降車させようとするとき。

(2) 前条第2項の規定により駐車させようとする者が駐車させようとするバスの台数が、同項の規定により定めた台数を超過することが容易に見込まれるとき。

(3) その他市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定による駐車は、乗客を乗車させ、又は降車させることを始めた時から15分を超えて行うことができない。

別表第3中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市觀光駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による許可の申請その他改正後の条例により觀光駐車場（京都市高雄觀光駐車場を除く。）を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

3 京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改める。

提案理由

交通渋滞の緩和及び利用者の利便性の向上を図るため、觀光駐車場にバスを駐車させようとする者に対し、バスを入場させる前に駐車の許可を受けなければならないこととする等の措置を講じる等の必要があるので提案する。